

## おわりに

北九州市では、全国平均を上回るスピードで少子高齢化が進んでおり、一人暮らし高齢者も増加しています。また、核家族化、人々の価値観や生活様式の多様化などに伴って、家庭や地域での連帯感が希薄化しています。

今改めて、地域における人と人とのつながりを大切に、地域で支えあう関係を築いていくことが必要となっています。

このような中、民生委員や福祉協力員など地域福祉活動関係者による見守り活動、支えあい活動の連携や協働が今後ますます重要となります。

そして、個人情報を適切に取り扱うよう求められる機会が増してきます。

このパンフレットを是非、活用していただき、個人情報の「情報共有時のルール」や「緊急時の対応」などを改めて確認し、お互いの信頼関係をより強め、今後も引き続き、皆様の見守りや支えあいのネットワーク活動が、活発であり続けることを期待しています。



## お問合せ先

### ●各区社会福祉協議会 各区民生委員児童委員協議会事務局

門司区社会福祉協議会	331-3688
小倉北区社会福祉協議会	571-5452
小倉南区社会福祉協議会	951-5388
若松区社会福祉協議会	761-3422
八幡東区社会福祉協議会	681-6601
八幡西区社会福祉協議会	642-5035
戸畑区社会福祉協議会	871-3259

### ●各区役所保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク係

門司区役所	331-1881(代)
小倉北区役所	582-3440(直)
小倉南区役所	951-4111(代)
若松区役所	761-5321(代)
八幡東区役所	671-0801(代)
八幡西区役所	642-1441(代)
戸畑区役所	871-1501(代)

●保健福祉局いのちをつなぐネットワーク推進課	582-2060(直)
●北九州市社会福祉協議会	福祉部地域福祉課 873-1296(直)
北九州市民生委員児童委員協議会事務局	総務部振興課 882-4401(代)

# 個人情報保護を正しく理解し 共助の力を高めるために!

## 民生委員や福祉協力員等の個人情報の取り扱い



北九州市の地域福祉は「市民一人ひとりがぎずなを結び共に支え合う地域福祉のまちづくり」を基本理念とし、地域住民や公私の社会福祉関係者のネットワークで地域福祉の課題の解決に取り組んでいます。

平成15年には、個人の権利・利益を保護することを目的に、「個人情報の保護に関する法律」が施行され、地域でも様々な影響が見られるようになりました。

このパンフレットは、「個人情報保護」を適正に理解し、個人情報を正しく活用することで、地域の信頼関係を築き、関係する機関、団体、個人等がお互い連携・協働することで、見守り・支え合い活動を円滑に進めていくために作成しました。

北 九 州 市  
北九州市社会福祉協議会  
北九州市民生委員児童委員協議会

## 1 個人情報とは「保護」と「活用」のバランスが大切

個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)の目的は「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」となっており、全ての情報取得・提供を禁じているわけではありません。しかし、一部では過剰ともいえる対応で、地域福祉活動に支障が出ているとの声も聞かれます。

近年、社会的孤立や高齢者・障害者・児童の虐待の防止、災害時の要援護者支援の観点などから、個人情報の取得・共有と行政や関係機関等の第三者への情報提供が必要となる機会が増えています。

このような中、**地域福祉活動の停滞を避けるためにも、個人情報保護法を正しく理解し、個人の権利を「保護」しながら個人情報を有効「活用」していくことが大切です。**



## 2 個人情報保護法を活用して安心して地域福祉活動を行う

個人情報保護法は、プライバシーの侵害への不安、個人情報保護関係法制の整備、個人情報漏洩事件等が背景となり、平成15年5月に施行されました。

この法律では、「個人情報取扱業者」に対して、個人情報を取り扱う際の一定の義務を定めています。同法で規定する「個人情報取扱業者」とは、過去6ヶ月間に5,000人を超える個人情報を含む個人情報データベース等を事業に利用している者をさします。

通常、民生委員・児童委員、福祉協力員等の地域福祉活動関係者は、この「個人情報取扱業者」に該当しない場合がほとんどですが、地域福祉活動において、多くの個人情報を取り扱っています。

そのため、地域福祉活動関係者も、個人情報保護法の原則にそった適切な取扱いを心がける必要があります。

**個人情報保護の原則順守や本人の同意など、一定のルールに基づき対応することで、地域福祉活動において、安心して個人情報を共有することができます。**

個人情報保護法(総務省行政情報ポータルサイト「e-GOV」URL)  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO057.html>



**5,000人を超える  
個人情報取扱業者が  
対象!!**



個人情報を適切に取扱うことが「守秘義務」の順守・プライバシーの保護につながるとともに、「地域福祉活動関係者間の情報共有」を可能にします。

## 3 個人情報とは ～特定の個人を識別できる情報～

**個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。)**をいいます。

生年月日や性別だけでは、特定の個人は識別されませんが、名前などと組み合わせると、特定の個人が識別されるため個人情報になります。

**個人情報=特定の個人を識別することができる情報**

【具体例】氏名、住所、電話番号、生年月日等を組み合わせ使用



## 4 地域福祉活動関係者が個人情報を取扱う時のルール

**地域福祉活動関係者の一人ひとりが気を付けるべき個人情報取り扱いのルール**

- |         |   |
|---------|---|
| ①目的の明確化 | <b>利用の目的を意識</b> し、必要な情報を特定して情報収集する。       |
| ②収集の制限  | 適切な方法により、かつ <b>本人の同意のもとで収集</b> する。        |
| ③内容の正確性 | 利用目的に沿った、最新・正確な内容であるか気を付ける。               |
| ④利用制限   | 本人の同意を得ずに、 <b>目的以外に使用しない</b> 。            |
| ⑤安全保護管理 | <b>管理は安全な方法</b> で行い、紛失等しないようにする。          |
| ⑥公開     | 利用目的や保管方法等については、本人から要求があった際は説明できるようにしておく。 |
| ⑦個人参加   | 本人の求めに応じ、開示、修正、利用の停止等を行う。                 |
| ⑧責任     | 上記の項目について整備しておく。 など                       |



**個人情報の取扱いは、目的と責任を明確に、自信を持って行いましょう!**

**事例「地域で確認!個人情報の管理と共有のルール」**

若松区青葉台校区では、自治会の世帯票や見守り活動等の支援対象者名簿など地域住民の名簿の共有・更新・保管に関するルールを地域で定めて活用しています。

管理者・保管方法を明確にすることはもちろん、名簿を利用する関係者には取扱いのルール順守を徹底し、情報を最新の状態に保つとともに、古くなった名簿を年度ごとに確実に処分し、大切な情報の管理を徹底しています。

地域の実情に合った情報共有の在り方や管理方法を、関係者みんなで協議する場を日頃から設け実践しているからこそ、安心して個人情報を活用できるのです。

